

保育料徴収基準額表

保育認定（3号認定）

単位：円

各月初日における保育を受ける 子どもの属する世帯の階層区分			保育料月額 上段：保育標準時間 下段：(保育短時間)	
階層 区分	定 義		3歳未満児 (3号認定)	
第1	生活保護世帯		0	
第2	市町村民税 非課税世帯	要保護世帯等 ※	0	
第3		上記以外	0	
第4	市町村民税 均等割 課税世帯	要保護世帯等 ※	7,500 (7,400)	
第5		上記以外	16,500 (16,300)	
第6	市民税 所得割 課税世帯	48,600円 未満	要保護世帯等 ※	7,500 (7,400)
第7			上記以外	18,000 (17,700)
第8		77,101円 未満	要保護世帯等 ※	7,500 (7,400)
			上記以外	28,500 (28,100)
第9		77,101円以上 97,000円未満		28,500 (28,100)
第10		97,000円以上 169,000円未満		40,000 (39,400)
第11		169,000円以上 301,000円未満		51,000 (50,200)
第12		301,000円以上		67,000 (66,000)

※「要保護世帯等」とは、次の世帯が該当となります。

- ・配偶者のいない方で子どもを扶養しており、同居の親族等がない世帯
- ・身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた者や特別児童扶養手当の支給対象の子どもがいる世帯

【多子軽減】

※第3子以降は、兄、姉の年齢にかかわらず無料となります。

※市民税非課税世帯（3階層）について、第2子以降は、無料となります。

※世帯の市民税所得割額が57,700円未満（要保護世帯等の場合は77,101円未満）である場合、年齢制限を撤廃し、多子軽減を行います。

※多子軽減の年齢制限撤廃が適用されない階層に該当する世帯は、兄、姉が保育所等（認定こども園・幼稚園、特別支援学校幼稚部など）を利用している場合で、小学校就学前までの範囲に子どもが2人以上いる場合には、最年長の子どもから順に2人目は半額となります。

【要保護世帯等軽減】

※世帯の市民税所得割額が77,101円未満であって、要保護世帯等に該当する場合は、第1子は第3階層と同額とし、第2子以降は無料となります。

市立保育所の延長保育料

第3階層から第11階層までの世帯であって、中央保育所において、平日の午後6時30分から午後7時まで、飯野保育所及び中央保育所において、土曜日の午後零時30分から午後6時30分までの間に延長して保育を受けるときは、次の表に掲げる保育料を加算する。

区分	単位	保育料（月額）	
		3歳 未満児	3歳 以上児
平日	30分	600円	250円
土曜日	1時間	250円	100円